

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和7年12月26日

さいたま市長

清川元人

さいたま市条例第66号

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例 (さいたま市大崎むつみの里条例の一部改正)

第1条 さいたま市大崎むつみの里条例（平成19年さいたま市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）及び相談支援（法<u>第5条第19項</u>に規定する相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターとして、さいたま市大崎むつみの里（以下「むつみの里」という。）をさいたま市緑区大字大崎37番地1に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）及び相談支援（法<u>第5条第18項</u>に規定する相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターとして、さいたま市大崎むつみの里（以下「むつみの里」という。）をさいたま市緑区大字大崎37番地1に設置する。</p>
<p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 相談支援を利用できる者は、法<u>第5条第20項</u>に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 相談支援を利用できる者は、法<u>第5条第19項</u>に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</p> <p>3～5 [略]</p>

(さいたま市障害者福祉施設春光園条例の一部改正)

第2条 さいたま市障害者福祉施設春光園条例（平成13年さいたま市条例第161号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法<u>第5条第19項</u>に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園（以下「春光園」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法<u>第5条第18項</u>に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園（以下「春光園」という。）を設置する。</p>
<p>(利用者の資格)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 相談支援を利用できる者は、法<u>第5条第20項</u>に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(利用者の資格)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 相談支援を利用できる者は、法<u>第5条第19項</u>に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</p> <p>3・4 [略]</p>

(さいたま市槻の木条例の一部改正)

第3条 さいたま市槻の木条例（平成17年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法<u>第5条第19項</u>に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市櫻の木を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法<u>第5条第18項</u>に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市櫻の木を設置する。</p>
<p>(利用者の資格)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 相談支援を利用できる者は、法<u>第5条第20項</u>に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(利用者の資格)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 相談支援を利用できる者は、法<u>第5条第19項</u>に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</p> <p>3・4 [略]</p>

(さいたま市みずき園条例の一部改正)

第4条 さいたま市みずき園条例（平成13年さいたま市条例第164号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法<u>第5条第19項</u>に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市みずき園（以下「園」という。）</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法<u>第5条第18項</u>に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市みずき園（以下「園」という。）</p>

<p>をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 相談支援を利用できる者は、法第5条第20項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</p> <p>3・4 [略]</p>
---	---

(さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正)

第5条 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例（平成14年さいたま市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第19項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 相談支援を利用できる者は、法第5条第20項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 相談支援を利用できる者は、法第5条第19項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17</p>

第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。

3・4 [略]

第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。

3・4 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。